

## 平成29年度事業報告(案)

### 概況

タクシー業界における最大の問題は「自家用車ライドシェア」です。広島県タクシー協会では、前年度に続き平成29年度総会でも反対決議を行い、「ライドシェア」の断固阻止を決意表明しました。

「ライドシェア」の動きとそれへの対応等については後述しますが、依然として推進論者の動きは止まらず、政府関係機関における協議の議題に上り続けております。引き続き注視して行くことが必要です。また、「ライドシェア」に対抗し、タクシー利用者の支持を得るために、新たなサービスの導入等の取り組みも必要となっています。今後、全国ハイヤー・タクシー連合会の取組みと連携して、地域公共交通としてのタクシーの評価を得る取組みを推進して行きます。

タクシー適正化・活性化特別措置法の改定に基づく広島県内の特定地域及び準特定地域におけるタクシーの適正化・活性化の取組みは、広島交通圏においては特定地域計画の認可と合意事業者の事業者計画の認可を受け、減休車(適正化)が行われたところです。

しかし、県内各準特定地域では具体的な適正化・活性化の実施に至ることはできませんでした。

以上のことを初めとし、平成29年度事業計画を踏まえて以下のとおり事業活動等に積極的に取り組みました。

### 1. [白タク問題の取組み]

平成27年から急速に動き出した自家用車ライドシェアの解禁を求める動きに対して、タクシー業界は、国民の安全・安心を脅かすものであり、断固阻止することが必要であるとの共通認識のもとに、緊急の取組みを行ってきました。そうした結果、交通空白地における観光客の自家用有償運送については適用を拡大することで、国家戦略特区法の改正案が内閣法案として提出されて可決成立し、平成28年9月1日から施行されました。ウーバーや新経済連盟が要求する自家用車ライドシェアの導入は一旦阻止することができました。

しかし、そうした動きと並行して、安倍総理大臣の成長戦略を推進するために組織されている産業競争力会議が「日本再興戦略改訂2016」を平成28年6月に閣議決定するとともに、一億総活躍国民会議では「ニッポン一億総活躍プラン」をまとめ、同時に閣議決定しました。いずれもその中に「シェアリングエコノミーの健全な発展のための検討」が盛り込まれました。IT総合戦略本部はこの決定を受けて、それまでの検討結果を引き継ぐ形で、平成28年7月1日に「シェアリングエコノミー検討会議」を立ち上げました。そして、11月に「中間報告書」がまとめられました。その中にライドシェアの課題は記載されましたが具体的な判断は示されず、「グリーゾーン解消制度」の活用や「シェアリングエコノミー促進センター」の設置が取り上げられ、引き続き検討を継続して行くことが決定しています。

平成28年9月に政府は新たに「未来投資会議」を、また内閣府に「規制改革推進本部」設置し、その会議の中で新たに「規制のサンドボックス」制度の創設が緊急提言され、「ライドシ

シェア」も例外ではなく制度にあがってくることもあり得る状況です。

タクシー業界はこうした動きに引き続き危機感を感じ、各政党の国会議員や全国の地方公共団体へ理解と協力を求める緊急の取組みを行ってきました。予断を許さない状況が続いており、ライドシェア対策として全タク連が平成28年10月に策定した「タクシー業界において今後新たな取り組み事項について」会員の理解と積極的な取組みを進めているところです。

さらに、近年各地空港、クルーズ船等において、主に訪日中国人等と対象とした在日中国人等による白タク行為が横行していることから、中国運輸局、県警とともに情報を提供し、クルーズ船が入港する港において啓発チラシの配布等を行って注意喚起を行いました。

当協会における平成29年度の個別の取組みは以下のとおりです。

- ① 広島県タクシー協会の役員により、広島県議会の議員の方々に「利用者保護等の観点から問題のあるライドシェアの導入の自粛を求める意見書」を国の関係大臣等に提出する決議を要請して、3月15日に決議されたところです。
- ② 広島市議会においても同様な取組を行い「ライドシェアの導入に慎重な検討を求める意見書」が3月27日には決議されたところです。
- ③ その他県内の市町においても、各市町議会の意見書の決議に向けて各地域役員から議会議員へ要請をお願いしているところです。

## 2. [タクシー適正化・活性化特別措置法の取組み]

○広島交通圏特定地域計画等の状況とその後の取組みについて

広島交通圏特定地域協議会においては、平成29年7月26日付けで特定地域計画が中国運輸局の認可となり、続いて特定地域計画に合意した事業者による事業者計画の中国運輸局の認可が平成30年1月26日までに全社認可となり、事業者計画による減休車(適正化)が行われたところです。

今後は、計画的な活性化の促進を行うための各取組の目標とする数値を設定し、目標値に向けて取り組むことが必要です。

なお、特定地域の指定期限は、平成28年度輸送実績が出され特定地域の指定基準に照らしたところ、「特定地域の指定基準」に該当しないこととなり、現在の指定期限の平成30年6月30日に解除になるが、その後通達が発出され平成31年3月31日まで延長することが出来ることとなったが、それには協議会の合意が必要なため会議の開催に向けて取り組んでいるところです。

## 3. [総務委員会・広報サービス委員会]

(1)各種団体との連携について

広島商工会議所運輸部会の会議や講演会、セミナー等に参加し、他の運輸関連事

業者との交流を深めました。平成30年2月28日には、中国運輸局を含む三者懇談会に出席し、タクシー業界がおかれている諸課題等について報告し、認識を深めてもらう取り組みをしました。

(2) 「第29回タクシーの日」(平成29年8月5日)の県内での取り組みについて

① イオンモール広島祇園駐車場において、次世代タクシーの展示、こども乗務員体験、ふわふわカープ坊や、タクシーマスコット風船等を配布し、NASVA、JAF及び安佐南警察署のご協力により運転適性診断、動体視力検査、交通安全教室等を広島支部が中心となって実施し、約1200人の来場者があり盛大に開催しました。

その他の東部・呉・中部の3支部においても駅前や繁華街で通行人に配付し、広報活動を行いました。また、各地域でタクシー乗り場の清掃活動等に、会員事業者と乗務員が一緒になって積極的に取り組み、広報活動を行いました。

② 7月20日から8月10日までの間、夏場における血液不足を補うことの支援を目的として、タクシー乗務員等による献血に広島県全体で取り組みました。その結果、62名が献血に参加しました。

③ 7月には、広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」の入園者20名の平和公園慰霊碑参拝の送迎を広島支部で実施しました。

(4) 利用者及び運転者に対してタクシーについての意識・認識を深める取り組みとして、サービス提供や安全・安心の取り組みの呼びかけを、RCC中国放送に依頼してラジオコマーシャルで実施しました。

(5) 全タク連が平成26年から運用している「全国タクシーガイド」に、当協会会員についても現在140社が登載して、利用者への情報提供と利用の向上に取り組んでいます。

(6) 当協会事務局に届いた利用者からの苦情や忘れ物の問合せについては、それぞれの申し出に的確に対応し、利用者の意見・要望、申し出に答えるように取り組みました。

#### 4. [交通安全委員会]

(1) 交通安全及び事故防止の取り組みについて

① 広島県警察は交通事故死者数を75人以下とすることを目標として「アンダー80作戦」を平成28年に引き続き平成29年も展開しました。当協会も新たに設定された「総合安全プラン2020」の取り組みの中で死亡事故ゼロを目指しており、広島県交通対策協議会の取り組みと連携して積極的な事故防止に取り組みました。

過去の事故分析等に基づき「出会い頭事故の防止対策」と「路上寝込み者等の轢転事故の防止対策」を重点取り組み事項とすることを決定し、交差点通過時の安全確認、早めのライト点灯等について取り組みました。

春と秋の全国交通安全運動に加え、広島県独自の夏と年末の交通安全運動に取り組み、各地域で独自の計画を立てて積極的な運動を推進しました。

② こうした取り組みを行ったが、平成29年の広島県内の交通死亡事故92人死者数と、

過去最少の前年の86人よりも増加に転じ、さらに広島県警察が目標とした75人を上回る結果となりました。また、県内の法人タクシー事業者が第1当事者となる死亡事故は2件発生し、残念な結果となりました。

- ③ 事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、乗務員の健康に起因した重大事故が発生していることから、その防止の徹底を図ることが必要となりました。当協会でも、「運転者の健康管理マニュアル」に基づく健康管理の再徹底について周知徹底を図り、過去の事故事例を参考として事故防止に取り組みました。

(2) 覚せい剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶の取組みについて

危険薬物使用については、交通事故発生の原因となるとともに重大な犯罪を引き起こす原因ともなることから、その使用が禁止され絶滅に向けて取り組みました。

(3) 各種犯罪防止の取組みについて

- ① 当協会では、平成10年7月から「こどもタクシー110番通報協力制度」を実施し、子どもたちを見守り、安全・安全の確保に向けた地域貢献活動を実施してきました。

引き続き、「こどもタクシー110番」のステッカーをタクシー車両への貼付し、この取り組みの徹底を図りました。

- ② 平成28年10月3日に、広島県個人タクシー協会、西日本タクシー協会と合同で広島県警察本部との間で締結した「特殊詐欺被害防止に関する協定」により、主に高齢者を対象として全国で多数発生している特殊詐欺の水際防止対策として、不審なタクシーの乗客への声かけ等により被害の未然防止を図ることとし、地域住民の安全・安心の確保に貢献しているところです。

こうした取組みの中で、平成29年8月にローズタクシー（福山市：昨年に続き2度目）の運転者が平成30年1月には（株）フォーブル（広島市）の運転者が、それぞれ乗客との会話で不審を抱いて警察へ通報して、還付金詐欺を未然に防止することができました。

(4) 交通事故防止のセミナーへの参加について

平成30年2月22日開催の中国運輸局主催の「自動車安全セミナー」に5社6が参加し、「事業用自動車の安全対策」、「自動車運転者の安全意識向上」、「乗務員の健康管理からの事故防止対策」及び「運送事業者による事故防止への取組」の講義を受けて、健康管理や事故防止対策等について学びました。

## 5. 【経営委員会・地域交通委員会】

(1) 地域公共交通としてのタクシーの取組みについて

- ① 地域の足の確保の一手段として乗合タクシーの運行が各市町で取り組まれています。各地域の会員が地域公共交通会議や有償運送運営協議会、地域主催の研究會等に参加し、公共交通としてのタクシーの重要性及び現状について主張し、タクシ

一の活用や利用促進等について、地域住民の理解を得た交通政策の推進に取り組みました。

- ② 平成26年11月から各都道府県又は市町村において公共交通の活性化及び再生を推進するための「地域公共交通網形成計画」を作成すること、また、その中で「地域公共交通再編事業計画」を定めることができることとされ、各市町でその計画の策定が行われてきました。前者は、公共交通の活性化・推進のための基本的な方針等を作成することとされており、公共交通としてのタクシーの位置づけ等を盛り込んでもらうことが必要です。また、後者は路線バス、鉄・軌道及び定期旅客船の再編について定めるものであり、タクシーはその再編の受け皿となり得る乗合タクシーや自家用有償運送への関与などが考えられます。各地域の会員代表者が出席し、計画作成に関与して行くことが必要です。
- ③ 平成30年4月のJR三江線の廃止に伴う代替輸送を確保するための地域公共交通網形成計画を策定する「三江線沿線地域公共交通活性化協議会」に広島県タクシー協会及び島根県旅客自動車協会から専務理事及び地域のタクシー事業者が積極的に参加して協議が進められ、地域におけるタクシーの位置づけを明示するよう要望した結果、代替え輸送の交通網形成計画の策定がされました。
- ④ 全タク連が作成した「乗合タクシー事例集」第3版について、大崎上島町を除く全ての市町へ配付して地域の公共交通を考える参考として貰うとともに、あわせて白タク問題についての認識を深める取組みをしました。

## (2)マナー及びサービスの向上の取組みについて

- ① 広島交通圏の地域計画のひとつとして位置付けられている「マナーアップ宣言」認定制度の取組みは、平成30年2月28日現在で、法人タクシー31者・1,900両、個人タクシー361者が認定を受けています。  
「マナーアップ宣言」認定制度の取組みの一環として、広島市が「タクシーおもてなし観光研修」(平成30年3月)を実施し、会員事業者11社の運転者38名と個人タクシー事業者5名が受講しました。運転者が広島地域の観光に関する知識を深めて接客に応用できることは非常に有意義なものでありました。
- ② 広島県が主催する「おもてなし向上ネットワーク会議」に参加し、平成29年10月の「おもてなしパワーアップ月間」の取組みには当協会会員12社も賛同しておもてなし気運の醸成に努めました。
- ③ 広島県内における行政機関や観光団体、経営者団体等主催の諸会議(広島県観光連盟、広島商工会議所等)及び地域の関係者で組織する社会活動(道路利用者会議、おもてなし向上ネットワーク会議、社会を明るくする運動推進委員会、福祉のまちづくり推進協議会等)に参画し、タクシー事業の公共交通機関としての社会的地位の向上に努めるとともに、タクシーの意義やその役割を積極的に発揮するよう努めました。

(3) 防災に関する取組みについて

島根原子力発電所の災害発生時における緊急輸送等に関する協定の締結は、島根県及び鳥取県の原子力安全対策機構と中国地方5県のタクシー関係協会とで合同の協定書を平成29年7月24日に締結しました。

平成29年11月17日には、原子力防災訓練が実施され、当協会も参加し無事終わりました。なお、今後の参考として訓練のアンケートの提出にも協力しました。

(4) 平成29年度におけるタクシー事業の新規許可申請、認可申請等の処分状況について

○法人タクシー

新規許可申請	一般	0件	(限定解除)
	限定	14件	(許可10件、年度内未処理2件、取下2件)
区域変更認可申請		1件	(公示区域にあわせた申請)
譲渡譲受認可申請		10件	(年度内未処理1件)
相続認可申請		1件	

○個人タクシー

新規許可申請		0件	
譲渡譲受認可申請		27件	(認可23件、却下3件、年度内未処理1件)

(5) 平成29年輸送実績について

平成29年度における広島県のタクシー事業の輸送実績は次のとおりで、輸送人員・運輸収入は8年続けて減少が続いていますが、日車営収は6年連続で微増となっています。

○広島県内総計指標

輸送人員	3,242万人	対前年比	94.5%
運輸収入	30,532百万円	〃	95.5%
実働率	65.6%	〃	-2.3ポイント
実車率	42.7%	〃	+0.4ポイント

○実働1日1車当たり指標

走行キロ	164キロ	対前年比	-1キロ
運輸収入	24,587円	〃	100.1%(+32円)

## 6. [労務委員会]

(1) 広島県最低賃金の引上げについて

政府は平成29年6月に、最低賃金改定について「年率3%程度、全国平均1,000円を目指す」とした内容を含む「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。審議会を開くまでもなく、この決定で最低賃金の方向性は決まったも同然の状況となりました。

今年度の審議会の答申結果は、過去20年間でも最大の「3.15%、25円」アップの「818円」となりました。厳しい経営環境が続くタクシー事業においては大変憂慮する内容の

ものであります。引き続き制度の抜本的な見直しを含めた取組みを進めて行くことが必要です。

## (2) 乗務員の健康管理について

事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、乗務員の健康に起因した重大事故が発生していることから、その防止の徹底を図ることが必要となりました。当協会でも、「運転者の健康管理マニュアル」に基づく健康管理の再徹底について周知徹底を図り、過去の事故事例を参考として事故防止に取り組んでいるところです。

## (3) 乗務員確保問題について

- ① 乗務員の確保が喫緊の重要な課題としてあり、乗務員の労働条件の改善と合わせて若年労働者等の雇用確保の取組みが重要となっています。

タクシー業界では、最近のライドシェアの動きに対して事業用自動車の免許資格の必要性を強く主張しているところではありますが、プロとしての運転技術の重要性を主張する中で資格取得の緩和を要望しています。

そのような動きの中で警察庁においてタクシーの運転に必要な普通第二種免許の受験資格の特例見直しについて、検討を始められることとなっている。

- ② 乗務員確保の取組として、「どうすれば人材確保ができるのか」について検討し、タクシー説明会を2月18日～20日まで3日間4回、広島県タクシー協会広島支部を中心に実施しました。

なお、実施するのにあたり事前に、中国新聞に折込チラシを90,000部配布してPRも行いました。

さらに、オリジナル冊子「Hi TAXI」を発行し、タクシー車内に設置する等で、広く一般市民の方にタクシー乗務員の働き方や収入の実態を知って頂くことにより、乗務員の確保につながる取組を行いました。

広島県タクシー協会としても、こうした取組みを広島県内に幅広く進めて行くことが必要です。

- ③ 「女性ドライバー認定制度」が平成28年5月から実施されました。女性ドライバーの新規就労・定着に取り組む事業者を国土交通省が認定し、同省のHPで紹介し、雇用の増加を図るものです。平成29年3月末現在、広島県内の認定企業は15社となっています。今後、こうした制度を活用して幅広く運転者確保に取り組むことが必要です。

## 7. 【技術環境委員会】

- (1) トヨタ自動車においてセダン型タクシー専用車両の生産中止が決まり、ジャパンタクシーの販売がされ、平成29年8月5日タクシーの日にイオンモール広島祇園駐車場において、次世代タクシーの展示し、一般市民の来場者の方々に新しいタクシー車両に乗ったり、見たりして頂き広報活動ができました。

国土交通省ではオリンピック・パラリンピック東京大会に向けてその導入促進を決定して

おり、広島県内でも平成29年度にUDタクシーは27社・50両が導入がされており、今後さらなる普及の取組みが必要となっています。

- (2) 国土交通省の事故防止対策支援推進事業の補助金を活用することにより、映像式ドライブレコーダーやデジタル式運行記録計の導入を行い、各社において輸送サービス改善や運行管理の高度化、事故削減に積極的に取り組みました。

## 8. [ケア輸送委員会]

- (1) 国土交通省のバリア解消促進等補助金等を活用したユニバーサルデザイン(UD)タクシー及び福祉車両の導入の促進に取り組みました。広島県内の補助金による導入状況は27社・37両です。

また、この補助を受けるには自治体と連携してUDタクシーの導入・活用促進の取組を行っていることが必要であったため、福山市、尾道市、府中市、呉市の担当者に対して自治体での導入・促進を取り組んで頂く旨の要請活動を行いました。

府中市においては、協調補助とし上限10万円／台が認められました。

- (2) 当協会では、平成29年度から今後のUDタクシー普及に際して、タクシー乗務員の基本知識と技術習得のためのユニバーサルドライバー研修を実施することとし、実施回数は5回、35社123名が受講し全員が資格を得ている。

来年度以降も引き続き、定期的実施していくこととしている。

- (3) NPO等による福祉有償運送の実施については、広島県内においても8市町で福祉有償運送運営協議会が設置されて14者が広島運輸支局の登録を受けています。タクシー協会からは各地域の代表者が各協議会に出席し、全国ハイヤー・タクシー連合会の指導方針をもとに、輸送主体の選定についての本来のあり方について主張し、適正な運営を行うよう取り組んでいます。また、交通不便地域における足の確保についても、タクシーを活用した施策の支援を関係地方自治体に強く要望しています。(一部再掲)

## 9. [広島県運転者登録センターの業務]

- (1) タクシー適正化・活性化法の改正に伴う業務の拡大実施について

広島県B地域の運転者登録・講習の制度及びA地域における運転者試験制度が平成27年10月から拡大実施されましたが、2年6ヶ月経過し制度及び手続きへの理解も徹底し、平成29年度も円滑に業務を遂行することができました。業務実績は(3)のとおりです。

- (2) 登録諮問委員会の開催について

広島県A地域及び広島県B地域の合同の登録諮問委員会を平成29年7月27日に開催しました。広島大学大学院の張教授、労働組合代表者3名及び協会副会長5名が出席し、張議長の議事進行で、平成28年度の運転者登録及び講習についての実施方法及び平成29年度事業計画について協議し、承認していただきました。

- (3) 平成29年度業務実績

### ①登録業務



項目	件数		項目	件数		
	A地域	B地域		A地域	B地域	
登録申請	216	209	登録消除	413	27	
運転者証交付	483	332	登録取消	0	0	
運転者証訂正	1,253	654	登録の変更	免許証の有効期限	1,198	679
運転者証再交付	16	9		住所・氏名	173	67
原簿謄本交付	0	0		運転者の異動	267	123
原簿閲覧	0	0		事業者の住所名称	269	26
事業者 乗務証	交付	24		2	免許証の効力停止	3
	訂正	199	32	運転者証の返納	645	378
	再交付	0	0	その他	0	0
合計				5,159	2,539	

## ②講習業務

項目	A地域	B地域		
		集団講習	個別講習	
受講者数	運転者登録講習	213	176	31
	命令講習	0	0	0
	会社間異動等	135		
合計		348	176	31

注：B地域の「個別講習」の件数は、法令等と地理の両方の講習を個別講習で受講した者を計上し、法令等について集団講習を受講した者は「集団講習」に計上しています。

## ③試験業務(A地域のみ実施)

科目	試験回数	受験者数
法令・安全・接遇	26	213
地理	30	218